

「戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案」の概要

この法律案は、戦没者遺族等に支給される遺族年金等の額を、恩給の額の引上げに準じて、平成14年4月から引き上げるものです。

(参 考)

(1) 改善の内容

平成14年4月からの恩給の改善（遺族加算の増額等）に準じて改善します。

例：遺 族 年 金（公 務 死）

	<現 行>		<平成14年4月から>
年額	1,959,200円	→	1,962,500円

(2) 遺族年金等の受給者数（平成13年3月末現在）

障 害 年 金	3,489人
遺族年金又は遺族給与金	36,904人
合 計	40,393人

照会先：社会・援護局援護課（内線3431）